

会 員 各 位

(公社)新潟県宅地建物取引業協会

会 長 河 端 信 雄

指導研修  
委 員 長 田 村 修



### 令和2年度第2回業務研修会の開催について(ご案内)

拝啓

仲秋の候、ますますご清栄のことと大慶に存じます。

平素、本会の会務運営に際し、格別なるご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、宅地建物取引業法第64条の6にもとづく、業務研修会を下記のとおり開催致したく存じます。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、ご出席を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 日時・会場・ご参集範囲

開催日時	会場	主な対象地域	定員
10月29日(木) 受付 午前9時 研修 午前9時30分～12時	『長岡リリックホール』 長岡市千秋3-1356番地6 Tel 0258-29-7711	長岡、三条、魚沼、柏崎 十日町の各支部会員 の皆様	200名
10月29日(木) 受付 午後1時30分 研修 午後2時～4時30分	『新潟ユニゾンプラザ』 新潟市中央区上所2-2-2 Tel 025-281-5511	新潟、西蒲・燕、新発田 新津、村上の各支部 会員の皆様	224名
10月30日(金) 受付 午後1時 研修 午後1時30分～4時	『デュオ・セレッソ』 上越市西城町3-5-20 Tel 025-526-3111	上越支部の会員の皆様	200名

#### ☆お願い

- (1) 所属会場にご出席ができないときには、他の会場で受講願います。
- (2) 当日はお手数ですが、協会発行の手帳を忘れずに受付にご提示下さい。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、座席間隔を離し、十分な換気を実施した上での開催を予定しております。研修会に参加される方につきましては、必ずマスクの着用をお願いいたします。また当日、発熱や咳など、体調に不安のある場合は参加を控えていただきますようお願いいたします。

## 2. 研修テーマと講師

テーマと講師	<p>(第1部)</p> <p>○研修：「民法改正の基礎知識」</p> <p>○講師：涼風法律事務所 弁護士 熊谷 則一様</p> <p>○聴講のポイント：今年4月から、民法の債権法分野が大幅に改正されています。この講義では、売買では、「瑕疵担保責任（瑕疵責任）」から「契約不適合担保責任（契約不適合責任）」に変わったことでの異同を、賃貸では新たに定められたルールと保証のルールの変更点を中心に、実務で誤らずつに対応できるように解説いただきます。</p> <p>(第2部)</p> <p>○研修：「宅建業法改正による水害リスク情報の重要事項説明と最近の不動産取引における紛争事例について」</p> <p>○講師：（一財）不動産適正取引推進機構 調査研究部 上席主任研究員 中戸 康文様</p> <p>○聴講のポイント：今年8月施行の宅建業法の改正により、重要事項説明が必要となった水害ハザードマップの説明について、また、最近の裁判例・行政庁の処分事例から、不動産実務において気をつけておきたい事案について解説いただきます。</p>
--------	---

業務研修会は、(公社)全宅保証新潟本部と本会が連携し、宅地建物取引業法第64条の6にもとづき実施しております。

会員各位、従事者の皆様のご出席をお願い致します。

<宅地建物取引業法第64条の6>

「宅地建物取引業保証協会は、一定の課程を定め、宅建取引士の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対する宅地建物取引業に関する研修を実施しなければならない」

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各会場の収容人数が通常より少なくなっております。各会場共に定員数までの先着順とさせていただきます。

また、新潟会場につきましてはお手数でも下記の参加申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込みいただき、定員を超えた場合は参加をお断りさせていただきます場合がございますのでご了承くださいませようお願いします。

以上

・・・・・・・・第2回業務研修会（新潟会場）参加申込書・・・・・・・・

お申込み先FAX番号：025-247-0131

お名前		連絡 電話番号 (携帯可)	
-----	--	---------------------	--